

求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針

1. 目的

本方針は、すべての人が尊重され、安全かつ公正に選考を受けられるべき、採用選考プロセスにおいて、ハラスメント（優位的な立場を利用し、求職者等に不利益や不快感を与える行為）は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、健全な社会形成を妨げる重大な人権侵害であり、当会社の従業員による求職者等に対するハラスメントを防止することを目的とする。

2. 対象者

本方針は、以下のすべての方（以下、「求職者等」という）を対象とする。

- ・当会社の採用選考に応募された方
- ・就業体験、インターンシップ参加者
- ・内定者
- ・その他、教育課程の一環として実務経験を積む実習生等

3. 適用範囲

面接会場だけでなく、電話、メール、SNS、オンライン面接、会社説明会、インターンシップなど、当会社の業務に関するあらゆる場面に適用する。

4. 禁止行為

当会社は、求職者等に対して以下の言動を行うことを固く禁止とする。

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言（交際相手の有無、結婚・出産の予定など）
- ・不必要な身体への接触
- ・性的な言動への拒否や対応を理由に、選考結果を左右するような示唆
- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る等の行為

5. 対応方針

(1) 相談窓口の設置

求職者等の皆様からの相談を受け付ける窓口の設置

(2) 迅速かつ厳正な対処

相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行う。事実が確認された場合

は、当会社は行為者に対し就業規則に基づき厳正に対処し、再発防止に向けた措置を講ずる。

(3) 相談者の保護

相談者のプライバシー及び名誉を保護するために必要な措置を講じる。

7. 抑止・防止策

- ・当会社従業員への教育
- ・各現場での周知・掲示
- ・会社 HP での相談窓口周知

8. 不利益取扱いの禁止

相談・報告した求職者に対し、不利益な扱いを行ってはならない。

9. その他

本指針は必要に応じて見直し、改善を行う。

10. 本社相談窓口

〒791-1102 愛媛県松山市来住町 1482 番地 1 長崎商事ビル 3 階

担当者：総務部 部長

(連絡先) TEL 089-956-1711 FAX 089-956-7400

策定年月日：2026 年 9 月 1 日

株式会社 長崎商事